

会社法施行に伴う**『中小企業等協同組合法』及び『中小企業団体の組織に関する法律』****の主な改正点について**

平成18年5月1日、会社法が施行された。併せて、従来、商法を準用していた多数の法律について、準用規定を商法から会社法に改正する等の改正を一括して行う「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「整備法」）が公布され、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」が改正され、会社法と同日実施された。

改正において、例えば、従来は理事の責任として記載されていた条文が役員組合に対する損害賠償責任というふうになり、理事、監事の責任が明示されました。また、総会議事録・理事会議事録については、より具体的にその議事内容を記載しなければならなくなっていますので、今後留意することが必要。

「中小企業等協同組合法」の主な改正点**「名称」（第6条）組合の名称について整理された**

組合の名称中の文字の使用強制

同一の所在と誤認される名称の使用の禁止

組合類似の文字の使用禁止

登記所に対する名称の登記の抹消の申請

他の組合と誤認される名称の使用禁止

「組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等」（第10条の2）「新設」

新たに組合は組合員名簿を作成しなければならないことが明示された。また、「備付け」が「備置き」に修正された。

「定款記載事項としての広告方法」（第33条）「新設」

組合解散の広告方法を官報に限定しないことになったので、法に定めがある場合を除き、組合の公示方法は自由となった。「組合事務所に掲示」し、また、必要があるときには「新聞に掲載」する及び「電子広告」が例示された。

役員（理事・監事）「任期伸長規定」（第36条の3）「新設」

従来、役員任期は「3年以内において定款で定める期間」と規定。定款の任期が3年の場合、3年目の通常総会が3年を超えて開催される時法令違反であったことを見直し、法定の任期である3年を超えて役員改選が行われることとなっても法令定款違反とはならないとされた。

（なお、平成19年4月1日に組合法の改正が予定されており、「理事2年・監事4年+任期伸長規定」となる予定。）

理事会の決議について（第36条の6）「新設」

理事会の決議の目的である事項を事前に提案し、これについて理事全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、この提案を可決する旨の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。従って、現実に理事会を開催することなく書面あるいは電磁的方法にのみにより理事会決議を行うことができる。

「組合員代表訴訟における担保提供命令制度」（第39条の7/8）「修正」

組合員代表訴訟が提起されたときは、被告は、代表訴訟提起が「悪意によるもの」であることを疎明して、当該組合員に対し相当の担保を立てることを命じることを申し立てることができる。

「決算書類の備付け及び閲覧」（第40条）「修正」

閲覧・謄写を請求できる時間的観念を明確にし従来の「いつでも」を「業務取扱時間内は、いつでも」に修正された。

「役員改正」（第42条）「修正」

総組合員の5分の1以上の連署により役員改選を申請できる規定において、5分の1を下回る割合を定款で定めることができる。

「参事及び会計主任解任請求」（第45条）「修正」

総組合員の10分の1以上の同意による解任請求に係る規定では、10分の1を下回る割合を定款で定めることがで

きる。

「総会の招集」(第47条)「修正」

総組合員の五分の一以上の同意による臨時総会招集請求に係る規定では、五分の一を下回る割合を定款で定めることができる。

「総会招集手続き」(第49条)「修正」

総会招集期間について、会日の10日前を下回る期間を定款で定められる。総会の招集は理事会で決定すること、組合員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく総会を開催できる。

「役員組合に対する損害賠償責任(理事の責任)」(第38条)「修正」

理事・監事はその任務を怠ったときは、組合に対して生じた損害を賠償しなければならない。この場合、原則として総組合員の同意がなければ免除することができないが、その役員が善意かつ無重過失の場合については、総会の議決により損害の賠償責任を事務的に一部免除する制度が明示された。

「理事の共同代表の制度の廃止」(第36条の8)「新設」

会社法において共同代表取締役の制度の廃止に伴い、理事共同代表が廃止された。

「中小企業団体の組織に関する法律」の主な改正点

「組合から会社への組織変更の規定」(第100条)「修正」

「株式会社への組織変更」に改正されたことで、組合から有限会社への組織変更は認められないこととなった。

総 会 議 事 録 と 理 事 会 議 事 録

【総会議事録】

今回の改正施行規則により記載することとなった事項は下記の ~ のとおりです。また、総会議事録の署名(又は記名押印)は不要となりました。

書面又は電磁的記録をもって作成する

総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席した場合における当該出席方法を含む。従って、総会場所に存しない理事、監事又は組合員がインターネット、テレビ、電話等により出席した場合にはその出席方法を記載することとなる。)

議事の経過の要領及びその結果

出席した理事又は監事の氏名

議長の氏名

議事録作成に係る職務を行った理事の氏名

なお、従来の記載事項に基づき既に作成された議事録については、「出席した理事又は監事の氏名」中の「監事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられます。従って、監事が出席した場合には従来の議事録に監事の氏名を追加することが必要と考えられます。改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた、「招集年月日」、「組合員数およびその出席者数」、「議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決件数)」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載しても差し支えありません。

【理事会議事録】

今回の改正施行規則により原則として下記の ~ の事項を記載することとなりました。なお、署名・記名押印については、「議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し又は記名押印しなければならない

い」とし「署名」のみで差し支えないことが明示されたが、従来通り「記名押印」でも差し支えありません。電磁的記録にて作成されている場合は、「電子署名」とされました。

理事会の議事の経過の要領及びその結果

決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名

理事会に出席した理事又は監事の氏名

議長の氏名

なお、従来の記載事項に基づき既に作成された議事録については、「決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられることから「決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」に該当するときはその旨を追加記載することが必要。

改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」、「理事数及びその出席者数」、「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから適宜記載しても差し支えないものと考えられます。

理事会議事録の署名と記名押印は任意に選択できることとなりましたが、登記に関しては商業登記法が準用され、商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等にあっては商業登記規則に基づき記名押印が求められる場合がありますので留意することが必要です。

改正組合法研修会の開催について

5月1日の会社法施行に伴う「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」の主な改正点について下記により研修会を開催いたします。

組合の管理・運営（特に総会議事録・理事会議事録の作成）に関して重要な変更がありました。

組合役職員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

日 時：平成18年7月27日（木）13：30～16：00

場 所：盛岡市ホテルルイズ

テーマ：「会社法施行にともなう中協法・中団法の改正について」

～ 具体的内容、総会議事録・理事会議事録の作成、定款例～

講 師：全国中小企業団体中央会 担当職員

問い合わせ：総務企画部

まちづくり三法改正

5月24日「都市計画法・建築基準法」改正

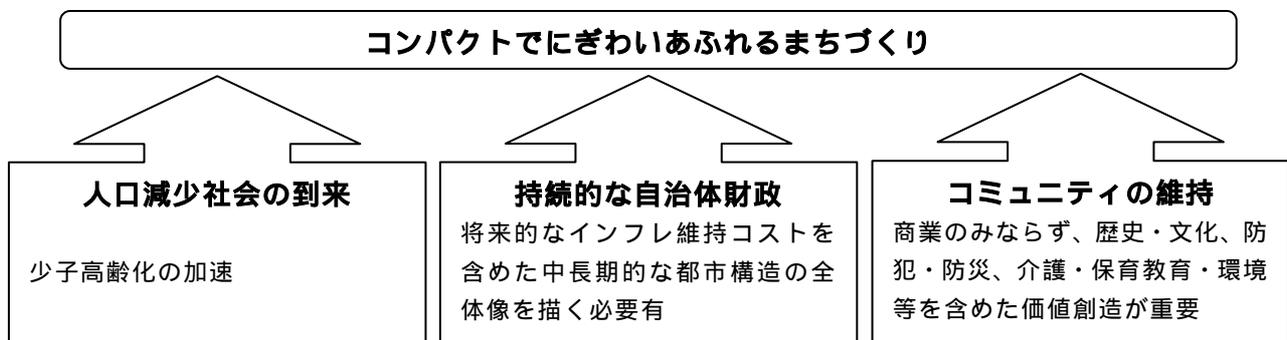
5月31日「中心市街地活性化法」改正

平成18年5月24日に「都市計画法・建築基準法」(都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案)が、同年5月31日に「中心市街地活性化法」(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案)がそれぞれ成立いたしました。

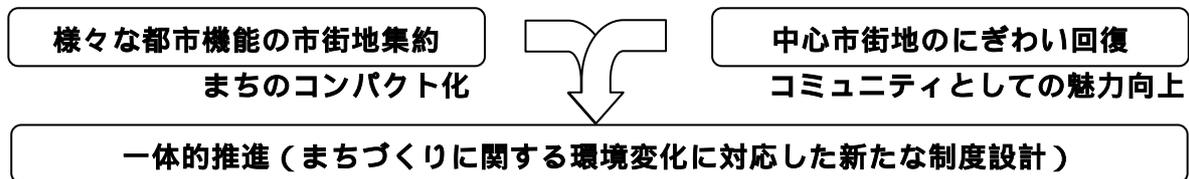
今回の改正では、スプロール開発によって衰退した中心市街地を活性化させるため、活性化支援である「アクセル」と土地利用規制である「ブレーキ」を使い分け、その地域の創意と工夫によるまちづくりのための支援スキーム・ツールが整備されることになりました。以下では、まちづくり三法の改正のポイントについて紹介致します。

今後の中心市街地活性化策の方向

【基本的な方向性】



【施策の方向性】



様々な都市機能の市街地集約(都市計画法改正のポイント)

郊外乱開発のブレーキ

1. 都市計画機能全般の計画的配置を担っている「都市計画体系」での対応を基本とする

2. 都市計画制度の見直し

郊外へ行くほど規制が厳しくなる体系への移行

農地を含めた都市計画区域外の地域、市街化調整区域における規制強化等

大規模集客施設は、**商業地域・近隣商業地域・準工業地域**において立地可能。現行の6から3へ限定
白地地域の立地を制限(都市計画区域外も広く準都市計画区域を指定、立地を制限)

大型店のみならず都市機能全般を視野に入れた見直し

商業調整にならない制度設計。そのためにも、**制度の公平性・透明性確保のためゾーニング(用途制限)を基本**

開発許可制度を見直し、**市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止**、病院・福祉施設・学校・庁舎等の**公共公益施設を開発許可等の対象**とする。

周辺市町村への影響に対応するための広域調整の仕組み

用途変更、地区計画策定の際の**都道府県知事による協議同意のメカニズム**を活用した広域調整
広域的視野から指定できるように、**準都市計画区域指定権者を市町村から都道府県に変更**

中心市街地のにぎわい回復（中心市街地活性化法改正のポイント）

中心部再生に向けてのアクセラ

1. 「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

2. 基本理念・責務規定の創設

中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ**基本理念**を創設
国、地方公共団体及び事業者の**責務規定**を創設

3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣）の創設
基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック＆レビュー等
基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**

4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

5. 支援措置の大幅な拡充

都市機能の集積促進

暮らし・にぎわい再生事業の創設、**まちづくり交付金**の拡充

中心市街地への事業用資産の買換え特例の創設

非営利法人を指定対象に加えるなど**中心市街地整備推進機構**の拡充

街なか居住の推進

中心市街地共同住宅供給事業の創設、**街なか居住再生ファンド**の拡充

商業等の活性化

中心市街地における**空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和**

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の拡充

商業活性化空き店舗活用事業に対する税制等の拡充

その他

公共空地等の管理制度、共通乗車船券の特例の創設 等

まちづくり三法説明会

まちづくり三法のうち、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法の一部を改正する法律」がそれぞれ6月7日、5月31日に公布されました。

これに伴い、経済産業省・国土交通省共催の説明会が下記による開催されます。

記

1 日時：平成18年7月14日(金)10:00～12:00

2 場所：仙台市「シルバーセンター交流ホール」

仙台市青葉区花京院1-3-2 TEL022-215-3191

3 内容：中心市街地活性化法と支援策及び都市計画法等に関する説明

大連経済交流ミッション報告

去る5月23日から27日まで、岩手県主催「岩手・大連友好の翼（チャーター便）」活用による中国経済事情視察（工業ミッションコース）に参加して参りました。

昨年春に開所した岩手県大連経済事務所を拠点として、中国遼寧省大連市をはじめとする中国の地域経済の実態及び貿易環境などの調査、大連市等現地行政機関並びに業界団体等関係者との交流など、今後の岩手県産業の国際化、県内企業の海外経済活動の推進に資することを目的とし、開催されたものです。

今回の訪問団は、「工業ミッション」、「食品ビジネスミッション」、「観光ミッション」、「木材ミッション」、「一般観光」等、総勢112名が参加し、実施されました。

【1日目】

出発式。全訪問団団長の藤原岩手県議会議員より挨拶の後、食品ビジネスミッション団長の鈴木宏延本会会長、工業ミッション団長の千葉県議会議員、観光ミッション団長の大石花巻市長が紹介され、出発式を執り行い、午後5時、チャーター便で空路大連市へ向かいました。



約3時間のフライト、現地時間午後7時過ぎに無事大連空港へ到着。各ミッションに分かれ、市内のレストランで夕食をとりました。レストランでは、店員が接客対応もそっこのけで店員同士がおしゃべりしている等、接客レベルが低い印象を受けました（2日目以降のレストラン等でも大なり小なり日本に比べ、対応があまり良くないと感じる場面が目につきました）。

ホテルにチェックイン後、冒険心半分に近くのコンビニエンスストアへ探検。歩行者用信号の短さ（走っている最中に青が点滅）に驚きながら、命がけで信号を渡り、目的のコンビニエンスストアへ。ミネラルウォーター（500ml）が2元（日本円で約30円）等、物の安さを実感し、1日目を終えました。

【2日目】

工業ミッションコースは、朝、大連市をバスで出発し、丹東市へ向いました。

丹東市は、大連市から東北東へ約350km、遼寧省の南東部、北朝鮮との国境に位置し、市内を鴨緑江が流れ、南は黄海に面した観光と港湾の都市で、総人口約240万人、都市人口約75万人。日本法人も約100社進出しています。北朝鮮ピョンヤンまでは220km、韓国ソウルまで420kmと中国における東北アジアの中心と位置づけられています。

大連市からバスで約4時間の道のり、途中、高速道路を利用しましたが、高速道路は、カーブは無く一直線で、中国国土の広大さを実感する一場面でした。

午後、丹東市経済合作区管理委員会を訪問し、丹東市経済合作区、王局長より丹東市における投資環境について説明を受けました。



丹東市経済合作区は、1992年に中央政府より認定を受けた開発区。鴨緑江、黄海に面し、その豊富な水資源を背景に、電力不足が問題となっている中国において、水力発電、風力発電により電力資源も豊富。地理的に朝鮮半島との貿易という点で重要視されており、木材資源も国内では豊富とのことです。開発プロジェクトは、段階に分けて進んでいるようですが、基礎開発、インフラ整備がまだ、十分に進んでいない印象を受けました。開発プロジェクトは、主に韓国との合同開発産業団地、ハイテク集積、軽工業集積、輸出加工区、保税物流園区等があります。輸出加工区

については、現在外資系企業を積極的に誘致。税制優遇措置を講じております。

説明後、保税区を視察。出入りしているトラックは、主に北朝鮮より来るトラックで、車体前方には、見覚えのあるマーク。ほとんどが日本の中古トラックでした。現地ガイドの説明によりますと、万景峰号で北朝鮮に入ったものとのことでした。主に生活用品等が運ばれているということでした。

この後、北朝鮮との国境である鴨緑江を観光船で遊覧見学。中国丹東市側と北朝鮮新義州側との格差を実感しました。



《中国丹東市側》

夜は、丹東市副市長との懇談、夕食会。前日に、増田知事が丹東市を訪問、丹東市長と会談していたこともあり、非常に友好的な雰囲気で行進。

丹東市における輸出総額の1/3は、日本向けであり、今後、岩手県との交流機会を増やしていきたい意向とのことでした。

【3日目】

陸路、約4時間、バスにて大連市へ戻り、大連市経済開発区保税物流園区を車中より視察後、保税区からほど近い、三光化成塑膠大連有限公司を視察しました。

日本に本社、一関に工場を有し、電子機器部品や車の温度センサー部品等のプラスチック射出成形部品を製造。従業員は、約330名、8割が女性。週40時間勤務。給与は、月平均にならずと約900元（日本円にして13,500円程度）、平均年齢は、22才。非常に眼が良く、まじめとのこと。雇用契約は1年更新、人事考課制度を導入し、毎月査定を行っているそうです。査定による差は、大きくて10元程度だそうですが、非常に競争意識が高く、従業員同士で給与明細を見せあい、下がった人はすぐに抗議に飛んでくるとのこと。

生産ラインは、24時間稼働、後工程引き取り型、カンバン方式で日本と変わりのない生産体制を敷いております。中国で生産した部品を日本に輸出していますが、割合としては低くなっており、人件費が上昇していることを考慮すれば、今後、ビジネスとしては、現地進出外資系企業へJust in timeで対応するサプライヤー、中国国内そのものを市場としなければ成立していかないという見解でした。

【4日目】

大連から空路約2時間で上海に到着。空港から市内へは、リニアモーターカー（ドイツ製）で最高時速430km、上海市内までの30kmを約7分で移動。午前中に、東方明珠タワー（テレビ塔）を見学。高さ468mでアジア1、世界3位。タワーから見る景色は、建設中の森ビルなど、さながら東京を思わせるものでした。



《北朝鮮新義州側》



豫園を見学後、夕方、ジェットロ上海事務所において、平塚ジェットロ上海事務所経済心息部副部長より中国経済事情について説明を受けました。



日本企業の中国投資は、これまでは生産投資型、今後は内販型投資にシフトしていく見込み。最低賃金の上昇により、人件費の削減を目的とした進出は、成立しない。地場企業の勃興、技術レベルの向上等、OnlyOneの技術が無いと中国でも通用していかなくなるであろうとの見解でした。最低賃金は、ここ5年以内に50%程度上昇の見通しとのことでした。

特許、意匠、商標関係は、進出前に十分に準備をすると共に、コア技術を可能な限りブラックボックス化する工夫が必要など、中国においては、模倣リスクは常に意識すべきこととして重要であることを再認識いたしました。

【5日目】

上海よりチャーター便にて、空路花巻空港へ。事故もなく無事に全員帰国の途に着きました。

中国のGDPは、2004年で世界第6位。2005年時点では世界第4位になっているとも言われております。

日本では、経済産業省が6月に『新経済成長戦略』を取りまとめ、世界のイノベーションセンターとして「強い日本経済」、「魅力ある日本」を目指すことが示されましたが、急速なスピードで変革する中国ビジネスの一端を目で見、肌で感じ、その重要性を感じると共に、今回のミッションを通し、改めて「百聞は一見に如かず」という思いを実感して参りました。

第58回中小企業団体全国大会ツアーのお知らせ

第58回中小企業団体全国大会（東京大会）が平成18年10月19日（木）午後1時30分より東京都「渋谷公会堂」にて開催されます。大会に併せて下記ツアーを企画致しました。多数のご参加をお願い致します。

| 月日 | 日 程 表 |
|-------------------------|--|
| 第1日目 10/19(木) | 二戸駅9:08発+++++++はやて8号+++++++ 東京駅12:08着 盛岡駅++やまびこ48号++新花巻駅/北上駅/水沢工刺駅/一関駅+++++ 東京駅====渋谷公会堂；全国大会==== 8:30発 8:42発 8:55発 9:05発 9:17発 車中弁当12:04着 |
| | ====築地；大衆海鮮魚いち====新宿西口 京王プラザホテル 17:30~18:30(夕食) 19:15頃(宿泊) |
| 第2日目 10/20(金) | ホテル====首都 東名HW====沼津；ひものセンター====浄蓮の滝====天城越え；ループ橋= 8:00頃発 10:00~10:20(休憩) 11:30~12:40(昼食 散策) |
| | ====堂ヶ島海岸；洞窟めぐり遊覧船====土肥金山====修善寺温泉 14:30~15:40(散策) 16:20~17:00(見学) 18:00頃(宿泊)・懇親会) |
| 第3日目 10/21(土) | ホテル====十国カーブライカー====箱根ターンパイク====かまぼこの釣演====東名 首都HW= 8:30頃発 9:30~10:15(散策) 11:15~11:45(買物 弁当購入) |
| | ====東京駅++やまびこ57号+++++++一関駅/水沢工刺駅/北上駅/新花巻駅+++++++盛岡駅 14:36発 17:15着 17:26着 17:34着 17:42着 17:53着 東京駅14:56発+++++++はやて8号+++++++二戸駅17:54着 |

(* 二戸駅発着でのご参加の方のみ、往復ははやて号のご利用。それ以外の方は、往復やまびこ号の乗車。)

1, ツアー参加: 盛岡駅発着お一人様80,500円、二戸駅発着お一人様81,700円

(新花巻乗降1,000円引き、北上駅乗降1,000円引き水沢工刺駅乗降1,400円引き、一関駅乗降1,600円引き)

2, 一般参加(大会のみ): お一人様 3,000円(大会参加費)

平成18年度地区別懇談会を開催

組合代表者と中央会との地区別懇談会は、6月12日の大船渡区を皮切りに6月下旬までの間に、県内10地区を会場に開催した。

各地区の懇談会には、鈴木会長をはじめ、池野副会長、谷村副会長、阿部副会長、千葉専務理事、佐藤理事兼事務局長の本会役員と本会職員がそれぞれの地区に分担して出席した。各会場の参加者より数々の意見・要望を聴取させていただき、情報交換をしながら地域及び業界の実情を把握する機会を得た。

特に本年度は、県内景気の早期回復、地域間格差の是正、規制緩和による競争激化等による県内中小企業経営の悪化への早期対応についての意見・要望が多く寄せられた。



こうした意見・要望は、整理と検討を加え9月20日に開催される第32回中小企業団体岩手県大会の議案としてまとめ、岩手県知事等への要望として提出を予定しているほか、本会の支援事業に反映させていく方針である。

第32回中小企業団体岩手県大会の開催について

日時:平成18年9月20日(水) 午後2時～ 会場:盛岡市 ホテル東日本

第32回中小企業団体岩手県大会を9月20日(水)盛岡市ホテル東日本にて開催致します。

いざなぎ景気を凌ぐ景気回復が続くとされているが、首都圏と地方との地域間格差が一層拡大しつつある中、県内の景気回復は進展せず、県内中小企業者の経営環境は改善されない状況が続いています。

本大会は、県内中小企業者が一堂に会し、中小企業者の声を内外に表明し、中小企業経営の維持と拡大、中小企業活動の高揚と組織化理念の発揚並びに団結の強化を図り、本県経済の回復・産業の発展に寄与することを目的に開催するものです。後日詳細をご案内申し上げます。

大会プログラム(予定)

- | | |
|------------|------------|
| 1, 開会宣言 | 7, 大会宣言 |
| 2, 主催者あいさつ | 8, 特別決議 |
| 3, 表彰 | 9, 万歳三唱 |
| 4, 来賓祝辞 | 10, 閉会宣言 |
| 5, 議長選出 | 11, 記念パーティ |
| 6, 議事 | |

大会提出議案及び組合功労者表彰の推薦について

大会における提出議案及び功労者表彰の推薦をお待ちしております。総務企画部までご連絡下さい。

1 提出議案

組合運営並びに中小企業振興に関するもの(様式は問いません)

2 組合功労者表彰の推薦

| | |
|--------------|------|
| 役員(顧問を含む) | 2名以内 |
| 職員 職員数 30名未満 | 2名以内 |
| 〃 30名以上60名未満 | 3名以内 |
| 〃 60名以上 | 4名以内 |

ポイントカード顧客情報活用

～コンセプトの変換と売上増加に～

一昨年、本会職員を会員組合に3ヶ月間派遣。

PCシステムの顧客情報を、個店の売上増加に導く分析について、現場サポートに携わった。その内容をご紹介します。

ここでいう顧客情報とは、お客さんがポイントカードを利用した際にシステムに蓄積される購入日、購入金額などのデータのことです。このデータは実際に買い物をしたお客様の生の声ですので、これを深く掘り下げることにより、そのお店が持つ強み・弱み、地域で果たしている役割などを、かなりの精度で把握することができます。

< デシル分析とは >

「デシル」とは10等分を意味する言葉で、その分析方法は非常に単純明快です。まず、分析期間(1年・1ヵ月・セール期間等)を設定し、その期間内にポイントカードを利用した顧客のリストを、買上金額の高い順に並び替えます。さらにその並び替えたリストを10等分すると基本となる分析表の出来上がりです。10等分したそれぞれのセグメント(区分)を売上貢献度の高いものから便宜上「デシル1」「デシル2」...と呼ぶ。

PCカード利用客数・年間売上高に占めるPC利用者の購買額割合・年間来客数の予想・PC利用者購買金額のデシル化】 (顧客情報の明確化・利用情報の絞り込み・数値からの分析)

年間のカード利用者数が約2,500名というお店での事例では、そのお店の年間売上高に占めるカード利用者の年間購買額は約6割を占めており、そのうち「デシル1」と「デシル2」(つまり、上位500名)のお客様だけで、お店の総売上高の約40%を支えているというデータが採れた。

ポイントカードを利用しない顧客を含めて、そのお店の利用客をトータルで約5千人程度と仮定すると、そのうちの約1割のお客様が、売上貢献度のダントツに高い超優良顧客だということが確認できた。

デシル化セグメントにおける内部分析(男女比率・年代) 男女別来店回数の比較

対売上貢献度の高い「デシル1」「デシル2」のセグメントについてさらに深く掘り下げて分析してみると、その男女比率は女性会員による利用が8割弱と圧倒的に多く、そのデータに年代属性を加味すると、最も貢献度の高い顧客層は「40歳代の女性」であることが特定できた。

そのお店では、「20～30歳代の男性」をメインターゲットとして捕らえていたのに対し、**実際にはそこに大きなギャップが存在していた。**

ちなみに会員1人あたりの男女別来店回数を比較すると男性の方が多いという結果も出ており、お店側の感覚と売上とのズレが生じていた。

購入品(アイテム)の分析 PC利用者 デシル1該当者 性別・年齢 家族構成 購入アイテム分析

さらに「40歳代の女性」の購入アイテムを確認してみると、自分の買い物よりも、むしろ子ども達への買い物の方が多いことが分かった。

このように顧客情報を系統立てて分析することは、お店が商品構成を見直す際に、ボリュームゾーンを構成する優良顧客にアピール度が高いアイテムを充実させるか、あるいは不活性な購買層に対して何かを仕掛けるかなどを決定する貴重な判断材料になり得ます。

このように、ポイントカード・システムは、単に消費者へのサービスを目的にお店が経費を負担してポイントを発行するシステムというだけでなく、お店にとって宝ともいえる貴重な情報を提供してくれる非常に優れたデータベースでもあります。しかし、そのデータベースに蓄積される顧客情報は、お客様の大事な個人情報ですので、取り扱う際はくれぐれも慎重に行う必要があります。この他にも、いろいろな分析手法がありますが、手法に頼らず、いかにデータを解釈する感覚を持つかが重要になります。



平成18年度第2・四半期官公需発注ニュース

国等の中小企業向け物品等の発注計画は、次のとおりとなっていますので受注希望組合及び事業所は、直接、官公庁へお問い合わせください。国等の中小企業向けの物品等の発注計画は次のとおりです。

・中小企業向け官公需特定品目

(単位:千円)

| 発注機関名 | 調達方法 | | | | | |
|--|------|-----------------|------------|--------|------|-----------|
| | 品名 | 数量 | 金額 (千円) | 規格・仕様等 | 入札方法 | 時期 |
| (独)農業・生物系特定産業技術研究機構 東北農業研究センター 総務部会計課調達係 TEL:019-643-3440 | 白灯油 | 215,000 リットル | | JIS1号 | 一般競争 | 9月 下旬 |
| 国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課 TEL:019-624-3131 | 事務用品 | | 3,500 | | 一般競争 | 7月 月上旬 |
| 独立行政法人緑資源機構 東北北海道整備局 TEL:019-654-0101 | 事務用品 | | 10,000 | | 随意契約 | 未定 |
| | 印刷 | | 50,000 | | 随意契約 | 未定 |
| | 事務用品 | | 300,000 | | 随意契約 | 未定 |
| | 印刷 | | 200,000 | | 随意契約 | 未定 |

・工事の一般競争の発注に関する情報

(単位:千円)

| 発注機関名 | 情報内容 | | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|--|------------------------------|-----------|
| | 工事名 | 場所 | 概要 | 工期 | 入札 時期 |
| 独立行政法人 森林総合研究所 東北支所用度係 TEL:019-648-3923 | 東北支所庁舎他 空調設備 改修工事 | 森林総合研 究所 東北支 所 | 空調設備改修 | 平成18 年8月1 日～10 月31日 | 7月 下旬 |
| 国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課 TEL:019-624-3131 | 釜石自動車道落 合地区函渠工工 事 | 花巻市 | 一般土木工事 函渠工 N=6基 管渠工 N=3基 付替道路工一式 (主要建設資材需要見込み量) 生コンクリート約 5,500m ³ 鋼材約 1,000t | 約8ヶ月 | 第2四 半期 |
| | 瀬原道路改良工 事 | 平泉町 | 一般土木工事 盛土工 一式 函渠工 N=1基 (B5,200 × H4,900 × L38,000) 管渠工 N=1基 (主要建設資材需要見込み量) 購入土 V=約 80,000m ³ 生コンクリート V=約 1,100m ³ 鋼材 W=約 90t | 約6ヶ月 | 第2四 半期 |
| | 柳之御所道路舗 装工事 | 平泉町 | アスファルト舗装工事 アスファルト舗装工(路盤工、基層 工) 本線 L=2,000m,W=8.5m 側溝工 一式 | 約5ヶ月 | 第2四 半期 |

| | | | | | |
|--|-------------------------------|-----|---|------|-------|
| | 長根道路舗装工事 | 花巻市 | アスファルト舗装工事 アスファルト舗装工(路盤工、基層工) 本線 L=1,000m,W=8.5m 測道 L=2,000m,W=4.0m | 約5ヶ月 | 第2四半期 |
| | 毒沢橋下部工工事 | 花巻市 | 一般土木工事 橋渠下部工 N=2 基(A1,A2) | 約8ヶ月 | 第2四半期 |
| | 倉沢橋下部工工事 | 花巻市 | 一般土木工事 橋渠下部工 N=2 基(P1,P2) | 約8ヶ月 | 第2四半期 |
| | 白土道路改良工事 | 花巻市 | 一般土木工事 工事用仮設道路一式 ご道橋下部工 N=2 基 管渠工 N=1 基 道路土工一式 (主要建設資材需要見込み量) 生コンクリート V=約 50m ³ 鋼材 W=約 5t | 約8ヶ月 | 第2四半期 |
| | 一関遊水地衣川地区福養築堤等工事 | 平泉町 | 一般土木工事 盛土工1式(V=96,000m ³) 法面整形工1式 (V=47,000m ³) 植生工1式 揚水機場1式 (主要建設資材需要見込み量) 購入土 V=96,000m ³ | 約5ヶ月 | 第2四半期 |
| | 一関遊水地衣川橋右岸下部工等工事 | 平泉町 | 一般土木工事 下部工1式 橋台 1基 函渠工1基: B9,500×H6,000×L21,000 河川管理施設操作室4基 | 約6ヶ月 | 第2四半期 |
| | 一関遊水地衣川橋上部工工事 | 平泉町 | 鋼橋上部工事 鋼橋上部工1式 工場製作 350t 輸送1式 架設工1式 (主要建設資材需要見込み量) 鋼材 W=約 350t | 約8ヶ月 | 第2四半期 |
| | 一関遊水地下之橋旧橋撤去工事 | 一関市 | 一般土木工事 構造物撤去工1式 | 約6ヶ月 | 第2四半期 |
| 独立行政法人緑資源機構東北北海道整備局盛岡事務所 TEL:019-654-0101 | 農用地総合整備事業18下閉農用道10号橋梁他工事 | 普代村 | 橋梁工事 橋梁他 L=20m | 約7ヶ月 | 第2四半期 |
| | 農用地総合整備事業18下閉農用道1号トンネル証明設備他工事 | 岩泉町 | トンネル証明設備工事 照明設備他 L=0.98km | 約8ヶ月 | 第2四半期 |



景況感は上向きで推移 (平成18年5月)

全体の概要

5月は大型連休等の特別要因もあり、前月に比べ取引条件や雇用状況を除けば全ての指標が好転しており、桜の開花とともに県内にも緩やかながら景気回復の兆しが見られた。また、全体の景況DI値は20であり、昨年の同月景況DI値47と比べると確実に景気が回復しつつあることを示している。ただし、原油高騰等の要因により、業種や地域等によって景況感に開きはあるものの基調としては上向きで推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

パン業界にとっては伸びが見られなかったが、これからの季節は気温湿度も上がるので衛生面での配慮が必要である。

漬物製造業

ゴールデンウィーク中は桜が満開で県内観光客の出足良く、土産品売上は良かった。各メーカーとも新品种の野菜等をアレンジした新製品開発が望まれる。

木材・木製品製造業

素材生産も順調になり、各チップ工場とも出荷は計画通り推移した。

窯業・土石製造業

ここ何年振りかで増となっている。民需の伸びと公共工事の繰越分が原因。地区別では対前年比で県央128%、県南163%、沿岸87%、気仙103%、久慈186%、県北102%、全県では131%。

一般機器製造業(北上市)

原材料(アルミ等)が大幅値上げ。スランはこれから値
前年同月(平成17年5月)との数値の比較

上げの様様。

野菜果実卸売業(盛岡市)

対前年比105%で安堵しているが、要因は品不足による高値が原因である。5月29日より残留農薬が一定基準を超えると回収が義務づけられ、安定供給を使命とする業界には一大事である。

自動車小売業

県内新車登録台数(軽除き)は対前年比94%。

商店街等(盛岡市)

連休のイベントは多くの来街者あり。岩手公園の桜満開とかさなった影響。寒さが長引いた分、春物商品には影響あり。

水道工事業

一部地域を中心に民間設備投資の上向き傾向が見られる。

旅館業

上旬は賑わいを見せたが、連休半ばの低温、天候不順により観光客が減少した地域もあった。中旬以降は伸び悩みの状況が継続している。

17年5月の景気動向

| | 売上高 | | | 収益状況 | | | 資金繰り | | | 業界の景況 | | |
|------|-----|----|----|------|----|----|------|----|----|-------|----|----|
| | 増加 | 不変 | 減少 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 |
| 製造業 | 3 | 7 | 11 | 1 | 12 | 8 | 1 | 14 | 6 | 0 | 12 | 9 |
| 非製造業 | 2 | 12 | 23 | 0 | 16 | 21 | 0 | 28 | 9 | 0 | 19 | 18 |
| 計 | 5 | 19 | 34 | 1 | 28 | 29 | 1 | 42 | 15 | 0 | 31 | 27 |

18年5月の景気動向

| | 売上高 | | | 収益状況 | | | 資金繰り | | | 業界の景況 | | |
|------|-----|----|----|------|----|----|------|----|----|-------|----|----|
| | 増加 | 不変 | 減少 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 |
| 製造業 | 5 | 8 | 9 | 0 | 14 | 8 | 0 | 16 | 6 | 2 | 15 | 5 |
| 非製造業 | 10 | 16 | 11 | 3 | 20 | 15 | 0 | 30 | 7 | 2 | 25 | 11 |
| 計 | 15 | 24 | 20 | 3 | 34 | 23 | 0 | 46 | 13 | 4 | 40 | 16 |



いわて企業力アップ講座のご案内

岩手県では、企業において「仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等」を行う場合、無料で講師を派遣する「いわて企業力アップ講座」を実施します。

職場環境の整備や各種助成金について検討したい組合、組合員を募集しております。

ご希望の場合は、労政能力開発課（担当：労政雇用担当千葉・高橋 TEL019-629-5582）あるいは本会総務企画部までお問い合わせ下さい。

- 1 対象：組合及び組合員
- 2 テーマ：「仕事と家庭の両立支援のための職場づくり」「機会均等な職場づくり」ほか
- 3 実施経費：無料（講師派遣に要する経費や謝金等は県が負担します。）
- 4 実施時期：平成18年5月～平成19年3月まで

小口輸入実践塾開催のご案内

ジェトロ盛岡では、海外からの商品輸入を通じて新たなビジネスを考えている県内小売業や個人の方を対象に、小口輸入実践塾を開講します。

この実践塾では、単に、輸入実務の知識を学ぶだけでなく、実際に輸入していただき、輸入ビジネスのノウハウを取得することを目的としています。

海外サプライヤーの見つけ方、サプライヤーとの商談のポイント、輸入ビジネスの基本的なルール、貿易取引の仕組みから、契約、輸送、代金決済などのスキルを習得します。ご希望の方は日本貿易振興機構（ジェトロ）盛岡貿易情報センターTEL019-651-2359までご連絡下さい。

記

- 1 日時 平成18年7月8日～8月5日までの毎週土曜日午後1時～4時までの3時間
- 2 会場 マリオス 3階 いわて観光経済交流センター会議室盛岡市盛岡駅西通2-9-1
- 3 講師 黒澤久司（ジェトロ認定貿易アドバイザー）
- 4 受講料 1万円（ジェトロ会員、学生は8千円）
- 5 主催 日本貿易振興機構（ジェトロ）盛岡貿易情報センターTEL019-651-2359
- 6 後援 岩手県
- 7 主な内容

輸入品発掘、関連法規、インポートプラン、関税、消費税、決済方法、輸入申告、輸送方法、貿易条件、他法令と国内法ほか

会計業務等相談窓口の開設

全国中央会では、改正中小企業等協同組合法や会社法の施行等により、中小企業組合等の経理、監査等に関する高度な相談に対応するため、公認会計士を委嘱・常駐する相談窓口を設置しました。

下記によりご活用下さい。

- 1 相談方法:事前に相談事項等をFAXで送付し、相談日に相談を受ける。電話相談でも可能。
- 2 相談期日:毎月月曜日(第五週除き)
- 3 相談時間:14時~17時
- 4 費用:無料
- 5 連絡先:全国中小企業団体中央会TEL03-3523-4905FAX03-3523-4910

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/kaikeisoudan.htm>

中央会主催スケジュールのご案内

中小企業会計啓発・普及セミナー

問い合わせ:市場開発部

- 1 日時:平成18年7月20日(木)13:30~16:30
- 2 場所:岩手県民会館第2会議室
- 3 講師:中小企業診断士 土岐徹朗氏
- 4 内容:中小企業会計の意義、経営体質の強化、財務診断からの改善、事業計画策定ほか

組合士会総会・研修会、改正組合法研修会

問い合わせ:総務企画部

- 7月14日(金) 岩手県中小企業組合士会総会・研修会 至:盛岡市 ホテル東日本 15:30~
7月27日(木) 改正組合法研修会 至:盛岡市 ホテルルイズ 13:30~16:00

「会社法施行に伴う中協法・中団法の改正について」

講師:全国中央会担当職員

主要日誌 (6月1日~6月30日)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 関係機関・団体主催行事への出席等 | ・花巻・大連間チャーター便運行会議 |
| ・第3回貸付審査委員会 | ・岩手県空港利用促進協議会幹事会・総会 |
| ・盛岡市商店街連合会理事会 | ・食品産業協議会総会 |
| ・ブロック青年中央会総会 | ・東北・北海道中央会 ブロック会長会議 |
| ・日中経済合作交流会 | ・岩手県産学官連携連絡会議 |
| ・中小企業倒産防止共済制度特別加入促進運動協議会 | ・官公需適格組合諮問委員会 |
| ・岩手県電気協議会総会 | ・久慈地区中小企業団体協議会総会 |
| ・いわて地産地消推進機構事務局員会議 | ・盛岡特産品ブランドプロモーション委員会 |
| ・いわて自動車関連産業集積促進協議会設立総会 | ・岩手地方最賃審議会 |
| ・労働条件確保改善推進協議会 | |